

令和4年9月市議会定例会 環境経済委員会資料

第109号議案

長崎市設小売市場条例の一部を改正する条例

【目次】	【ページ】
1 条例改正の概要	1
2 新旧対照表	2～3
3 高島市場の概要	4～5
4 池島総合食料品小売センターの概要	6～7



1 条例改正の概要

(1) 概要

地域の食料品その他の日用品の安定供給を目的として設置している長崎市設高島市場（以下「高島市場」という。）及び長崎市設池島総合食料品小売センター（以下「池島総合食料品小売センター」という。）について、利用状況等を総合的に勘案し、廃止するもの。

(2) 改正の内容

高島市場及び池島総合食料品小売センターに関する条文の削除とその他所要の整備を行う。

(3) 施行期日

令和5年4月1日（所要の整備については公布の日）

(4) 高島市場、池島総合食料品小売センターの取り扱い

	高島市場	池島総合食料品小売センター
食料品 その他の 日用品の 供給状況	民間のスーパー等により、食料品等生活必需品の安定供給が確保できている。	民間の移動販売車により、食料品等生活必需品の安定供給が確保できている。（毎週木曜日に来島）
廃止後の 建物の 取り扱い	本条例では、用途を小売に限定していることから、条例による用途の制限をなくし、地域活性化及び地域住民の利便性に資するよう、普通財産として貸し付けを行う。 【理由】 ・建物は鉄筋コンクリート造で、建設後 51 年が経過しているものの、使用可能な状態である。 ・建物は町の中心部に位置しており、地域からは、様々な用途で活用できるようにしてほしいとの要望がある。	廃止後は解体する。 【理由】 ・建物は老朽化しており、用途廃止後に活用する予定はない。 ・建物は民地に設置されていることから、契約に基づいて解体し、土地を所有者に返還する必要がある。
利用店舗 及び 地域住民 への 対応状況	利用店舗、地域住民(※)に説明し、理解を得ている。 (※)島内全4自治会長、まちづくり協議会会長及び副会長に説明して理解を得て、「高島地域センターだより」で周知を図っている。	利用店舗、地域住民(※)に説明し、理解を得ている。 (※)島内全3自治会長、学校ほか関係団体に説明して理解を得て、自治会回覧で周知を図っている。

2 新旧対照表（長崎市設小売市場条例（昭和34年長崎市条例第14号））

改正後		改正前	
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	
名称	位置	名称	位置
長崎市設中央小売市場	長崎市築町3番18号	長崎市設中央小売市場	長崎市築町3番18号
		長崎市設高島市場	長崎市高島町2706番地8
		長崎市設池島総合食料品小売センター	長崎市池島町1278番地12
<p>(許可の手続)</p> <p>第4条 市場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可の日から3日以内に保証人と連署で請書を提出しなければならない。</p>		<p>(許可の手続)</p> <p>第4条 市場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可の日から3日以内に保証人と連署で請書を提出しなければならない。ただし、<u>長崎市設高島市場の共同店舗又は長崎市設池島総合食料品小売センターの生産者売場若しくは臨時店舗（以下「共同店舗等」という。）の利用者については、この限りでない。</u></p>	
<p>(使用料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 市場の利用日数が1月に満たない場合の使用料は、日割計算とする。</p> <p>3 [略]</p>		<p>(使用料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 市場(<u>共同店舗等を除く。</u>)の利用日数が1月に満たない場合の使用料は、日割計算とする。</p> <p>3 [略]</p>	
<p>(使用料の納期)</p> <p>第6条 市場の使用料は、<u>当月分を翌月5日までに納めなければならない。</u></p>		<p>(使用料の納期)</p> <p>第6条 市場(<u>共同店舗等を除く。</u>)の使用料は<u>当月分を翌月5日までに、共同店舗等の使用料は許可の際に納めなければならない。</u></p>	
<p>(損害の賠償)</p> <p>第12条 市場の建物又は設備を毀損し、若しくは滅失したときは、何人の行為であつても利用者は、市長が定めるところにより、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表（第5条関係）</p>		<p>(損害の賠償)</p> <p>第12条 市場の建物又は設備をき損し、若しくは滅失したときは、何人の行為であつても利用者は、市長が定めるところにより、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 <u>長崎市設中央小売市場の使用料</u></p>	

種別	単位	金額	種別	単位	金額																						
店舗	1平方メートルにつき1月	円 3,333	店舗	1平方メートルにつき1月	円 3,333																						
倉庫	1平方メートルにつき1月	1,333	倉庫	1平方メートルにつき1月	1,333																						
備考 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満についてはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満についてはその端数を切り上げる。			備考 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満についてはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満についてはその端数を切り上げる。																								
[削る]			2 長崎市設高島市場の使用料																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">店舗</td> <td>開口部3メートル未満</td> <td>1店舗につき1月</td> <td>円 10,224</td> </tr> <tr> <td>開口部3メートル以上</td> <td>1店舗につき1月</td> <td>12,644</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">倉庫</td> <td>開口部3メートル未満</td> <td>1倉庫につき1月</td> <td>5,112</td> </tr> <tr> <td>開口部3メートル以上</td> <td>1倉庫につき1月</td> <td>6,317</td> </tr> <tr> <td>共同店舗</td> <td>1区画につき1日</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table>			種別	単位	金額	店舗	開口部3メートル未満	1店舗につき1月	円 10,224	開口部3メートル以上	1店舗につき1月	12,644	倉庫	開口部3メートル未満	1倉庫につき1月	5,112	開口部3メートル以上	1倉庫につき1月	6,317	共同店舗	1区画につき1日	220		
種別	単位	金額																									
店舗	開口部3メートル未満	1店舗につき1月	円 10,224																								
	開口部3メートル以上	1店舗につき1月	12,644																								
倉庫	開口部3メートル未満	1倉庫につき1月	5,112																								
	開口部3メートル以上	1倉庫につき1月	6,317																								
	共同店舗	1区画につき1日	220																								
[削る]			3 長崎市設池島総合食料品小売センターの使用料																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">店舗</td> <td>15.9平方メートル</td> <td>1店舗につき1月</td> <td>円 10,790</td> </tr> <tr> <td>10.5平方メートル</td> <td>1店舗につき1月</td> <td>6,914</td> </tr> <tr> <td>9.4平方メートル</td> <td>1店舗につき1月</td> <td>6,390</td> </tr> <tr> <td>8.9平方メートル</td> <td>1店舗につき1月</td> <td>5,866</td> </tr> <tr> <td>生産者売場</td> <td>1区画につき1日</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>臨時店舗</td> <td>1区画につき1日</td> <td>2,158</td> </tr> </tbody> </table>			種別	単位	金額	店舗	15.9平方メートル	1店舗につき1月	円 10,790	10.5平方メートル	1店舗につき1月	6,914	9.4平方メートル	1店舗につき1月	6,390	8.9平方メートル	1店舗につき1月	5,866	生産者売場	1区画につき1日	104	臨時店舗	1区画につき1日	2,158
種別	単位	金額																									
店舗	15.9平方メートル	1店舗につき1月	円 10,790																								
	10.5平方メートル	1店舗につき1月	6,914																								
	9.4平方メートル	1店舗につき1月	6,390																								
	8.9平方メートル	1店舗につき1月	5,866																								
	生産者売場	1区画につき1日	104																								
臨時店舗	1区画につき1日	2,158																									

附則

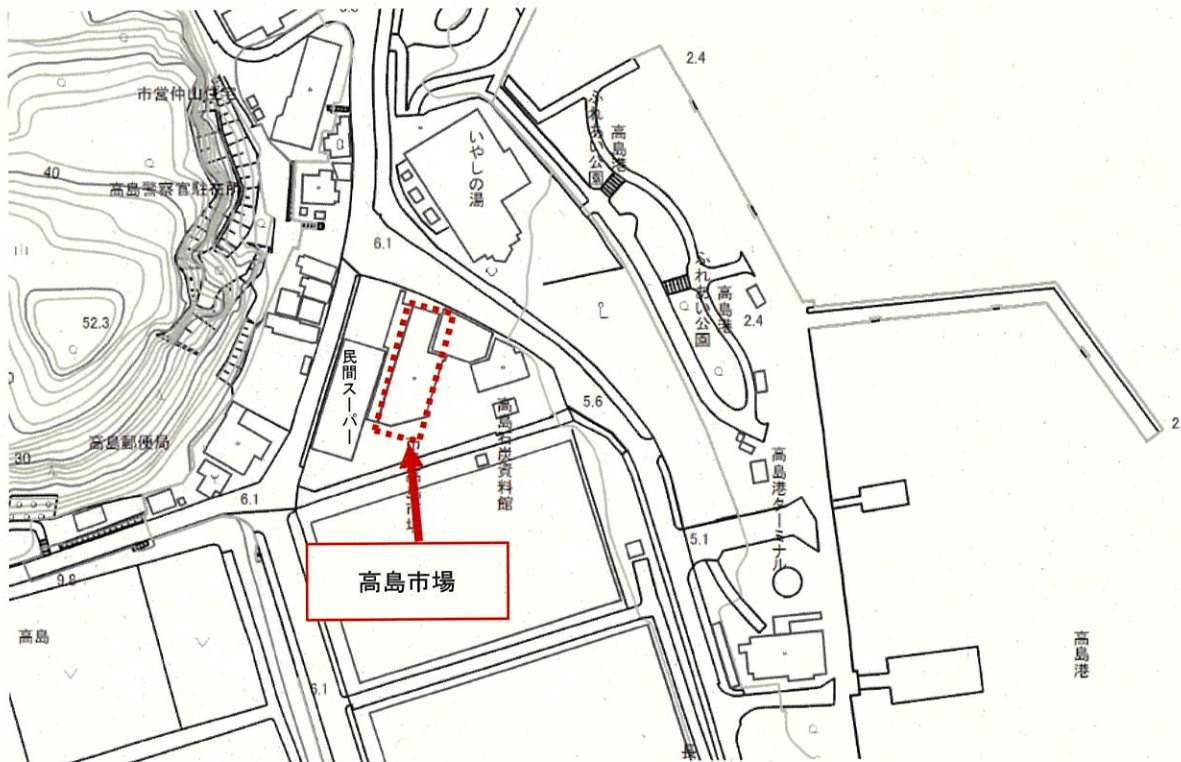
この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

3 高島市場の概要

(1) 施設の現況

所在地	長崎市高島町 2706 番地 8
構造	鉄筋コンクリート造（平屋建て）
延床面積	456.00 m ²
建築年月日	昭和 46 年 4 月 1 日（築 51 年）
利用店舗	生鮮食料品 2 店舗、青果・惣菜小売 1 店舗、理容業 1 店舗、 高齢者ふれあいサロンきずな、倉庫

(2) 位置図



(3) 平面図

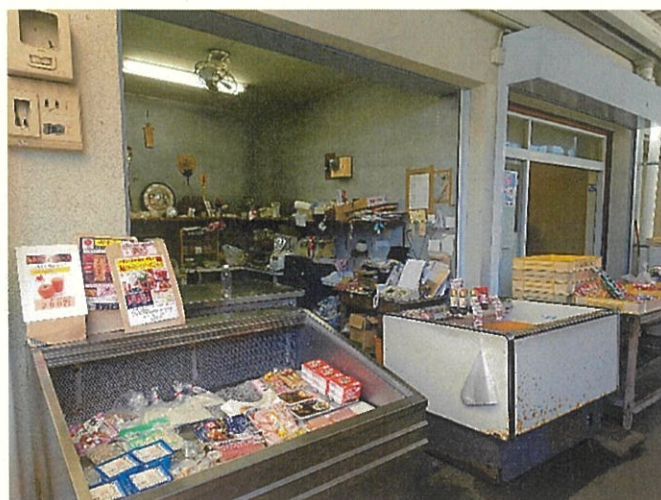
1. 空き	2. 空き	3. 空き	4. 青果・惣菜小売	5. 生鮮食料品	6. 空き	7. 空き	8~9. 生鮮食料品	
10. 空き	11. 空き	12~13. 高齢者ふれあいサロンきずな			14. 高齢者ふれあいサロンきずな	15. 空き	16. 理容業	17. 空き
18~19. 倉庫			20. 空き	21. 空き	22. 空き	23. 空き		

(4) 高島市場（現状写真）

【建物外観（正面）】



【利用店舗 ((3)平面図の8～9. 生鮮食料品)】



【高齢者ふれあいサロンきずな】



【共有の通路部分】



(5) 民間スーパー

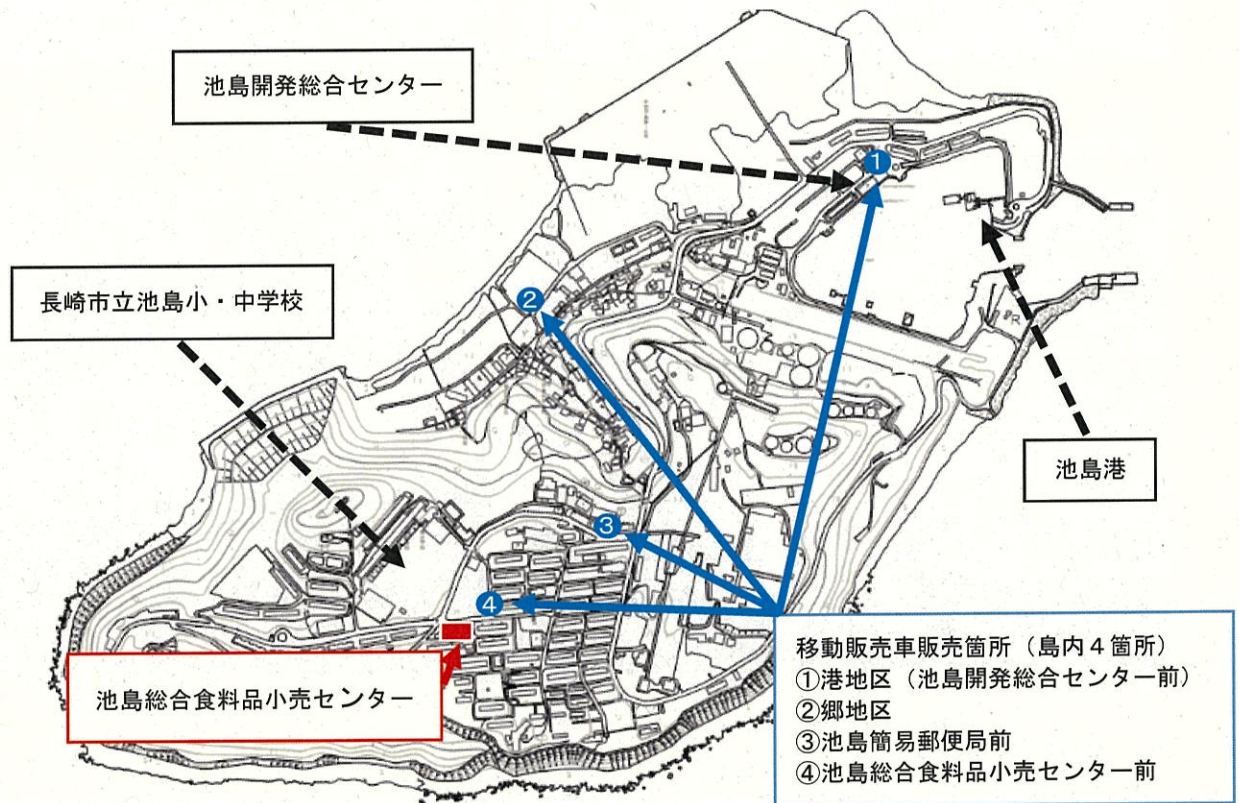


4 池島総合食料品小売センターの概要

(1) 施設の現況

所在地	長崎市池島町 1278 番地 12
構造	鉄骨造（2階建て）
延床面積	996.00 m ²
建築年月日	昭和 54 年 11 月 22 日（築 42 年）
利用店舗	惣菜・弁当小売（食堂を併設）1店舗、 理容業1店舗（月1回の予約営業）

(2) 位置図



(3) 1階平面図

		19.空き	18.空き	17.空き		16.空き	15.空き	14.空き		12~13. 惣菜・ 弁当小売 (食堂)
23.空き										11.空き
22.空き					仕切り					10.空き
21.空き										9.空き
20.空き										
トイレ	2階へ	8.空き	7.空き	6.空き	5.空き		3.理容業	2.空き	1.空き	機械室

(4) 池島総合食料品小売センター（現状写真）

【建物外観（正面）】



【建物外観（裏側）】



【利用店舗（小売部分）】



【利用店舗（(3)1階平面図の3.理容業）】



(5) 民間移動販売車

毎週木曜日に来島。販売場所（4箇所）については、(2)位置図参照

